

2 介護施設等の災害復旧について

事務連絡
平成23年11月18日

関係 { 内部部局 }
 { 地方厚生局 } 担当者 殿

大臣官房会計課

東日本大震災に係る厚生労働省所管補助施設の災害復旧事業
における取扱いについて（周知）

東日本大震災に係る厚生労働省所管補助施設の災害復旧事業の取扱いについては、別添のとおり関係自治体に周知いたしましたので、遺漏なきようお願いいたします。

なお、本件については、財務省主計局司計課に説明済みであることを念のため申し添える。

(別 添)

事 務 連 絡
平成23年11月18日

関係 { 都 県 } 担当者 殿
 { 政令指定都市 }
 { 中 核 市 }

厚生労働省大臣官房会計課

東日本大震災に係る厚生労働省所管補助施設の災害復旧事業
における取扱いについて（周知依頼）

東日本大震災に係る厚生労働省所管補助施設の災害復旧事業については、次の事項に留意しつつ実施していただくよう、関係主管課あて周知願います。

なお、本件については、財務省主計局司計課に説明済みであることを念のため申し添える。

1. 新敷地への移転新築の取扱いについて

(1) 「災害復旧」とは、「官庁建物等災害復旧費実地調査要領」（以下「調査要領」という。）第6に規定されているとおり、被災施設を原形に復旧するものであり、被災施設等を被災前と同じ位置・形状・材質で元に戻す「原形復旧」が原則とされているが、

(ア) 原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること

(イ) 原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合においては当該施設に代わるべき必要な施設をすること

に該当する場合には、原則によらずにそれに代わる措置も原機能の回復を目的するならば災害復旧事業の対象とすることが可能である。

(2) 今般の東日本大震災のような津波による被害が広範かつ多岐にわたる災害の場合には、以下のような事例等も想定される。いずれの場合も補助対象となるか否かは法令の規定又は調査要領に照らして個別に判断する必要があり、画一的に取り扱うことはできないことから、個別に厚生労働省に資料送付等により協議すること。

(ア) 地盤が沈下したなどの要因により、当該敷地について法令等により建築が制限されている場合

(イ) 防災集団移転事業などにより、多数の患者の通院が困難となる場合。

(ウ) 建物の流出又は相当な人的被害があったことにより著しく安全性が脅かされるなど安全上の観点から、設置者が移転等を決定した場合。

2. 全壊・半壊の判断について

建物の被害区分の判断に当たっては、調査要領第5（建物の被害区分）の取扱いによることとなるが、補強不可能なものとして半壊にあたるのか否かの判断が困難な場合などやむを得ない場合には建築構造専門家の鑑定によることもできる。

以上

(問い合わせ先)

厚生労働省大臣官房会計課予算班予算第三係

吉川 小島

電話 03-5253-1111

(内線7168・7169)

(直通) 03-3595-2082

FAX 03-3595-2083

平成23年12月13日

関係 { 都 道 県
政令指定都市
中 核 市 } 担当者 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課

東日本大震災で被災した社会福祉施設等の移転改築に係る協議について

標記については、11月18日厚生労働省大臣官房会計課事務連絡「東日本大震災に係る厚生労働省所管補助施設の災害復旧事業における取扱いについて（周知依頼）」において、「新敷地への移転新築の取扱いについて」は、「・・・、画一的に取り扱うことはできないことから、個別に厚生労働省に資料送付等により協議すること」とされています。

これを受け、別添のとおり、社会福祉施設等が移転改築を行うにあたっての協議の雛形を作成しましたので、ご活用ください。

なお、協議にあたっては、各県（市）から、所管の地方厚生局を経由し、厚生労働省老健局高齢者支援課に協議いただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

電 話：03-5253-1111（内 3928、3927）

e-mail：kiban-seibi@mhlw.go.jp

厚生労働省担当課 宛
(各地方厚生局経由)

〇〇県(市) 〇〇部(局) 〇〇課(室)

東日本大震災で被災した社会福祉施設等の移転改築に係る協議について

標記について、関係書類を添えて協議する。

(関係書類)

- 1 概要資料(様式1)
- 2 移転改築に係る理由書(任意様式)
- 3 参考資料(例)
 - ・全壊・半壊の罹災証明書
 - ・建築規制地区、集団移転地区等であることの証明書
 - ・施設の被災状況が分かる書類(写真等)
 - ・その他参考となる資料

被災施設の概要

法人(市町村)名: _____

施設種類		名称	設置主体		
所在地		設置年月日			
建物の規模・構造					
罹災年月日		災害の種類			
被害の概況	発生原因等				
	主要部分の破損状況				
入所者の状況					
死者数		1. 施設入所者・利用者 ○○人/○○人中 2. 職員 ○○人/○○人中			
被害の概算額					
災害復旧所要額 及びその内訳	区分	員数	単価	金額	摘要
	建設主体工事		円	円	
	冷暖房設備工事				
	解体工事				
	その他				
	計				

<p>取扱通知(※)上の 該当要件 (※)平成23年11月18日 付け厚生労働省大臣官 房会計課事務連絡「東日 本大震災に係る厚生労働 省所管補助施設の災害 復旧事業における取扱い について(周知依頼)」</p>	<p>◇ 移転改築するに当たって該当すると考えられる項目に○印を付してください。</p> <p>1(2)(ア)地盤が沈下したなどの要因により、当該敷地について法令等により建築が制限されている場合</p> <p>1(2)(イ)防災集団移転事業などにより、多数の患者の通院が困難となる場合</p> <p>1(2)(ウ)建物の流出又は相当な人的被害があったことにより著しく安全性が脅かされるなど安全上の観点から、設置者が移転等を決定した場合</p>
<p>備 考</p>	